⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約537㎥、鉄筋約68ｔ、鉄骨約292ｔ、ガラス約622㎡

⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、企業の技術力（技術提案を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案を求める段階的選抜方式の適用工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成31・32年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成31・32年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成16年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるアヌはイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

㋒　階数　地上２階建以上

㋓　建物規模　延べ面積1,000㎡以上

㋔　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

㋕　工事種目　建築一式工事

㋖　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造　上記ア㋑に同じ

㋒　階数　上記ア㋒に同じ

㋓　建物規模　上記ア㋓に同じ

㋔　建築種別　上記ア㋔に同じ

㋕　工事種目　上記ア㋕に同じ

㋖　施工期間　上記ア㋖に同じ

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

３　段階的選抜方式に関する事項

上記２に掲げる競争参加資格を満たす者について、申請書及び資料に記載された企業の技術力及び配置予定技術者の技術力について評価点を算出し、評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜する。

ただし、10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

また、競争参加資格を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格を満たす者全てについて選抜する。

選抜された者は、技術提案を提出し、入札に参加することができる。

なお、選抜の際の評価点合計は、技術提案等による総合評価において加点しない。

４　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「技術提案」及び「施工体制」をもって入札を行い、次のア及びイの要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイの要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法　総合評価は、「標準点」（100点）、「加算点」（最高60点）、「施工体制評価点」（最高30点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。

「標準点」については、入札参加者全てに付与する。

「加算点」については、次の提案項目についての評価点（最高各30点）の合計に対し、施工体制評価点を30で除した数値を乗じて算出される数値を付与する。

（提案項目）

①　鉄骨工事における品質向上に関する提案（最高30点）

②　騒音・振動低減及び粉じん飛散防止対策に関する提案（最高30点）

「施工体制評価点」については、品質確保の実効性についての評価点（最高15点）及び施工体制確保の確実性についての評価点（最高15点）の合計を付与する。